

第165期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

場所

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号

ホテル札幌ガーデンパレス2階「鳳凰」

- ・本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年同様、規模を縮小・予定時間を短縮したうえでの開催とさせていただきます。
- ・株主の皆さまにおかれましても、極力、事前に議決権を行使していただき、本株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・詳細につきましては、3頁の「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について」をご覧ください。

ご来場の株主さまへのお土産をご用意しておりません。
あらかじめ、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

目次

第165期定時株主総会招集ご通知	2
新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について	3
議決権の行使等についてのご案内	4
インターネット等による議決権行使のご案内	5
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の配当の件	6
第2号議案 取締役11名選任の件	7
第3号議案 監査役2名選任の件	17
第4号議案 定款一部変更の件	19
(添付書類)	
第165期事業報告	21
計算書類	53
連結計算書類	55
監査報告書	57
株主総会会場のご案内	

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、長引くコロナ禍により、今もなお、その影響を被られている皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

北洋銀行グループは、より一層厳しさを増している経営環境の中で、役職員一人ひとりが果たすべき役割や社会的使命を明確にするため、昨年度からスタートした中期経営計画『共創の深化』への取組みの前提として、新たな経営理念「お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取り組み、北海道の明日（あす）をきりひらく」を策定し、その実現のための4つの具体的な行動規範を掲げました。

この理念では、株主の皆さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまの信用・信頼の下に、北洋銀行グループが在るということをしっかり意識しつつ、お客さま・地域の多様化するニーズ・課題に、最善の提案を持って真摯にお応えしていくこと、そしてこうした一つひとつの取組みを通じて、北海道の持続可能な未来のために、自ら困難に立ち向かい、貢献していくという強い決意を表しております。

コロナ禍の終息は未だ見通せない状況が続いていますが、グループの総力を結集し、with/afterコロナを見据えた本業支援など、お客さまの満足や価値を最大化させる取組みを積み重ね、当グループの企業価値の向上につなげてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



取締役頭取 安田 光春

2021年6月

経営理念

お客さま本位を徹底し、
多様な課題の解決に取り組み、
北海道の明日^{あす}をきりひらく

行動規範

- ① コンプライアンス・社会的責任を常に意識し、誠実に向き合う
- ② お客さまからの「ありがとう」を追求する
- ③ 職員一人ひとりを尊重し、チームワークを最大化する
- ④ 変化を恐れず、自ら考え挑戦する

株 主 各 位

札幌市中央区大通西三丁目7番地
株 式 会 社 北 洋 銀 行
取締役頭取 安 田 光 春

第165期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第165期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 本株主総会へのご出席・議決権行使等につきましては、3頁の「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について」、4頁の「議決権の行使等についてのご案内」、および5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

記

- 1. 日 時** 2021年6月25日（金曜日） 午前10時
- 2. 場 所** 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」
- 3. 目的事項**
 - 報告事項**
 - 第165期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 - 第165期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役11名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 定款一部変更の件

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年同様、規模を縮小・予定時間を短縮し、株主さまの安全に配慮したうえで開催いたしたく、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 本株主総会につきましては、株主さまの健康と安全面を最優先にお考えいただき、極力、**ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。**
2. 本株主総会にご来場されない株主さまにおかれましては、**書面またはインターネット等にて、事前に議決権を行使していただきますようお願いいたします。**
3. 本株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、以下の対応につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。
 - ①入場前に体温測定をさせていただきます。**発熱症状など体調不良が見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。**
 - ②会場内の座席間隔を広げるため、**ご入場を制限させていただく場合がございます。**
 - ③当行の役員および運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。ご来場される株主さまにおかれましても、マスクの着用および会場に入場される際の手指の消毒にご協力をお願いいたします。

◆ 安全上の理由（接触感染リスクの低減）により、ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめ、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
4. 今後の状況により、本株主総会の運営において大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hokuyobank.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。3頁に記載のとおり、本株主総会においては、書面またはインターネットによる議決権の行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。議決権行使書用紙は入場票として使用させていただきます。

日 時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時 受付開始：午前9時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

インターネットで所定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては5頁をご参照ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時まで

当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

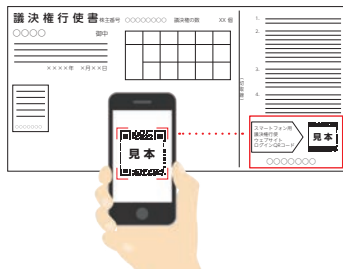
- ◎代理人によるご出席の場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- ◎書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- ◎議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。
- ◎次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hokuyobank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保する体制」 ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」【個別注記表】
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」【連結注記表】
 なお、監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの書類についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しております。
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hokuyobank.co.jp/>) に修正後の内容を掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、QRコードを再度読み取っていただき、右記の方法で再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

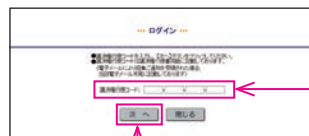
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

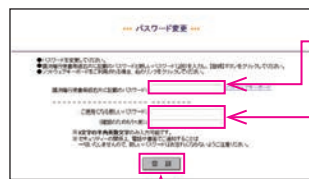
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、安定的な配当を含めた業績連動配当制度や自己株式の取得などにより、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

2021年3月期につきましては、この方針の下、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式 1株につき金 5.0円 総額 1,947,993,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
普通株式 2021年6月28日

この結果、中間配当金（普通株式1株につき5.0円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき10.0円となり、2020年5月12日に公表した配当予想どおりとなります。

<ご参考> 当行の総合的な株主還元施策

【普通配当金】

安定的な配当実施の観点から、1株当たり年10円とする予定といたします。

【業績連動配当金】

業績に連動する部分として、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が150億円を上回る場合に、その超過額の30%を目処にお支払いする予定といたします。

【自己株式の取得】

年間の配当額と自己株式の取得額の総額が、親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目処とした額となるよう、定時株主総会に付議する期末配当額を取締役会で決議した後に、自己株式を取得する予定といたします。なお、年間の配当額が親会社株主に帰属する当期純利益の40%を上回る場合には、自己株式の取得は行わない予定といたします。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、石井純二氏が2021年3月31日付で辞任により取締役を退任しておりますが、取締役会の機動的な運営を高めるため、取締役を1名減員のままとして、11名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会の協議を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における地位	候補者属性	担当
1	やすだみつはる 安田光春	取締役頭取 (代表取締役)	再任	秘書室、人事部、営業店サポート部 担当、グループ会社統括
2	たけうちいわお 竹内巖	取締役副頭取 (代表取締役)	再任	<法人事業本部長> 法人推進部、ソリューション部、公務金融部、国際部 担当
3	ながのみのる 長野実	取締役副頭取 (代表取締役)	再任	<リテール事業本部長> リテール推進部、ローン統括部、デジタル・マーケティング部、アドバイザリー部 担当
4	しんどうさとし 進藤智	常務取締役	再任	<管理本部長> リスク管理部、法務コンプライアンス部、事務企画部、システム部 担当
5	ひあたりたかふみ 日當隆文	常務取締役	再任	本店営業部本店長委嘱
6	ますだひとし 増田仁志	常務執行役員	新任	帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長委嘱
7	あべまさのり 阿部勝義	常務執行役員	新任	営業店サポート部長委嘱

候補者番号	氏名	当行における地位	候補者属性	当行が期待する専門性			
				経営	金融	法律	財務会計
8	しまもとかずあき 島本和明	社外取締役	再任 社外 独立	○			
9	にしただなおき 西田直樹	社外取締役	再任 社外 独立		○		
10	たにぐちまさこ 谷口雅子	社外取締役	再任 社外 独立				○
11	ささきまさこ 佐々木麻希子	—	新任 社外 独立			○	

候補者番号

1

やすだ みつはる

安田 光春

(1959年10月5日生)

再任



所有する当行の株式数

69,400株

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

取締役在任年数

7年

略歴、当行における地位

- 1983年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
- 2004年4月 同 経営管理部企画課長
- 2005年4月 同 宮の沢支店長
- 2007年8月 同 人事部調査役（石屋製菓(株)出向）
- 2009年4月 同 融資第一部副部長
- 2011年6月 同 融資第一部担当部長兼与信企画室長
- 2013年6月 同 執行役員融資第一部長
- 2014年6月 同 取締役経営企画部長
- 2016年6月 同 常務取締役
- 2018年4月 同 取締役頭取（現任）

取締役候補者とした理由

宮の沢支店長、融資第一部長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役として法人推進本部長、営業戦略部、フィナンシャル部門の担当役員を務めたのち、2018年4月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

たけうち いわお

竹内

巖

(1958年4月5日生)

再任



所有する当行の株式数

39,900株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

取締役在任年数

5年

略歴、当行における地位

- 1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
- 2000年7月 同 伊達支店長
- 2002年9月 同 営業推進部営業推進役
- 2002年10月 同 経営管理部管理役
- 2002年12月 同 融資第一部審査役
- 2004年6月 同 千歳中央支店長兼千歳空港出張所長
- 2007年5月 同 本店営業部渉外部長
- 2008年11月 同 本店営業部法人部長
- 2010年6月 同 札幌駅南口支店長
- 2012年6月 同 執行役員釧路中央支店長
- 2013年11月 同 執行役員融資第一部審議役
- 2014年6月 同 常務執行役員
- 2016年6月 同 常務取締役
- 2019年6月 同 取締役副頭取（現任）

取締役候補者とした理由

札幌駅南口支店長、釧路中央支店長、融資第一部審議役などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役、2019年6月から副頭取として、法人事業本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者として推薦いたしました。

候補者番号

3

ながの みのる

長野

実

(1959年11月16日生)

再任



所有する当行の株式数

57,600株

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

取締役在任年数

7年

略歴、当行における地位

- 1982年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2005年6月 同 経営管理部企画課長
- 2009年4月 同 経営管理部副部長兼企画第一課長
- 2009年6月 同 経営管理部長
- 2011年1月 同 経営管理部長兼企画第二課長
- 2011年6月 同 執行役員営業推進統括部長
- 2012年6月 同 執行役員旭川中央支店長
- 2014年6月 同 取締役旭川中央支店長
- 2015年4月 同 取締役本店営業部本店長
- 2016年6月 同 常務取締役本店営業部本店長
- 2017年6月 同 常務取締役
- 2019年6月 同 取締役副頭取 (現任)

重要な兼職の状況

中道リース株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

営業推進統括部長、旭川中央支店長、本店営業部本店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役、2019年6月から副頭取として、リテール事業本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

しんどう
進藤

さとし
智

(1963年10月27日生)

再任



所有する当行の株式数

21,800株

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

取締役在任年数

3年

略歴、当行における地位

- 1987年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2009年4月 同 資金証券部運用課長
- 2012年10月 同 経営企画部経営管理課長
- 2014年4月 同 経営企画部経営企画課長
- 2014年6月 同 経営企画部副部長兼経営企画課長
- 2015年10月 同 経営企画部担当部長兼経営企画課長
- 2016年6月 同 経営企画部長
- 2017年4月 同 執行役員経営企画部長
- 2018年6月 同 取締役経営企画部長
- 2019年4月 同 取締役
- 2019年6月 同 常務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

資金証券部運用課長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2018年6月から取締役、2019年6月から常務取締役として、管理本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

5

ひあたり たかふみ

日當

隆文

(1963年6月9日生)

再任



所有する当行の株式数

16,500株

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

取締役在任年数

2年

略歴、当行における地位

- 1987年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2009年4月 同 星置支店長
- 2010年10月 同 星置支店長兼新星置支店長
- 2011年6月 同 融資第一部審査役
- 2012年11月 同 法人部法人推進第一課長
- 2013年6月 同 法人部法人企画課長
- 2014年6月 同 法人部副部長兼法人企画課長
- 2015年4月 同 公務金融部副部長
- 2015年10月 同 チャネル開発部担当部長
- 2016年1月 同 チャネル開発部長
- 2017年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
- 2019年6月 同 常務取締役本店営業部本店長 (現任)

取締役候補者とした理由

公務金融部副部長、チャネル開発部長、本店営業部副本店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2019年6月から常務取締役として本店営業部本店長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

6

ますだ ひとし
増田 仁志

(1964年10月30日生)

新任



所有する当行の株式数

7,100株

略歴、当行における地位

1987年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
2009年3月 苗穂支店長
2010年10月 同 人事部調査役（株式会社札幌北洋ホールディングス出向）
2011年6月 同 リテール部ローン課長
2014年6月 同 ローン推進部副部長兼コンシューマーファイナンス推進課長
2015年4月 同 豊平支店長
2017年4月 同 執行役員苫小牧中央支店長
2019年4月 同 常務執行役員帯広中央支店長
2020年6月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広南支店長
2021年3月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長（現任）

取締役候補者とした理由

ローン推進部副部長、豊平支店長、苫小牧中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。現在、常務執行役員として帯広中央支店長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

あべ まさのり
阿部 勝義

(1965年7月5日生)

新任



所有する当行の株式数


12,300株

略歴、当行における地位

1988年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
2010年10月 同 新川中央支店長
2012年10月 同 函館中央支店副支店長（支店長待遇）
2015年4月 同 経営企画部副部長兼広報室長
2017年4月 同 札幌駅南口支店長
2018年4月 同 常務執行役員釧路中央支店長
2020年4月 同 常務執行役員営業店サポート部長（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画部広報室長、札幌駅南口支店長、釧路中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。現在、常務執行役員として営業店サポート部長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号 8	しまもと かずあき 島本 和明 (1946年10月7日生)	再任 社外 独立
	略歴、当行における地位 1978年4月 医学博士号取得 1996年9月 札幌医科大学医学部内科学第二講座教授 2000年4月 札幌医科大学附属病院副院長 2004年3月 同 病院長 2010年4月 札幌医科大学理事長・学長 2016年4月 学校法人日本医療大学総長（現任） 2016年6月 当行社外取締役（現任）	
所有する当行の株式数 一株	重要な兼職の状況 学校法人日本医療大学 総長	
取締役会への出席状況 13/13回（100%）	取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 札幌医科大学附属病院院長や札幌医科大学理事長・学長などを歴任し、現在は学校法人日本医療大学総長を務めております。地域の重要な成長産業のひとつである医療分野における経営者としての豊富な経験と専門的知見を活かし、当行および地域の持続的成長に向け、引続き取締役会等において地域経済の発展と医療福祉の充実に資する議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。	
取締役在任年数 5年		

候補者番号 9	にした なおき 西田 直樹 (1959年4月21日生)	再任 社外 独立
	略歴、当行における地位 1982年4月 大蔵省東海財務局入局 2001年7月 金融庁監督局総務課協同組織金融調整官 2003年7月 同 監督局総務課監督企画官 2006年7月 同 監督局総務課信用機構対応室長 2008年7月 同 監督局銀行第二課長 2012年7月 同 監督局総務課長 2014年7月 同 総務企画局審議官 2018年7月 財務省北陸財務局長（2019年7月退任） 2020年6月 当行社外取締役（現任）	
所有する当行の株式数 一株	取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 金融庁で協同組織金融調整官や銀行第二課長、総務企画局審議官などを歴任し、地域密着型金融の取組みや地域金融機関の経営戦略に精通しております。金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、当行および地域の持続的成長に向け、引続き取締役会等において当行の将来像についての議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。	
取締役会への出席状況 9回/10回（90%）		
取締役在任年数 1年		

候補者番号

10

たにぐち
谷口

まさこ
雅子

(1960年12月11日生)

再任 社外 独立



所有する当行の株式数

－株

取締役会への出席状況

10回／10回 (100%)

取締役在任年数

1年

略歴、当行における地位

1990年10月 中央新光監査法人入所
1994年3月 公認会計士登録
2007年8月 新日本有限責任監査法人入所
2010年7月 札幌国税不服審判所国税審判官
2013年7月 谷口雅子公認会計士事務所開設 (現任)
2013年8月 税理士登録
2013年12月 監査法人銀河入所
2016年4月 北見工業大学 監事 (現任)
2016年4月 札幌市立大学 監事 (現任)
2017年8月 監査法人銀河 代表社員 (現任)
2020年6月 当行社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

監査法人銀河 代表社員

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士・税理士の業務に長年従事しており、財務・会計に関する専門的知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、引続き取締役会等において財務リスクや企業会計の観点からの経営への積極的な提言や、健全性確保に向けた議論、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

11

ささき
佐々木

まきこ
麻希子

(1973年11月30日生)

新任 社外 独立



所有する当行の株式数

－株

略歴、当行における地位

1999年4月 弁護士登録
2016年6月 札幌萌黄法律事務所開設 (現任)
2018年4月 札幌市公務災害補償等審査会委員 (現任)
2018年4月 地方公務員災害補償基金札幌市支部審査会委員 (現任)

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士の業務に長年従事しており、法務に関する専門的な知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、取締役会等において法務リスクやコンプライアンスの観点からの経営への積極的な提言や健全性確保に向けた議論、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。


- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 島本和明氏、西田直樹氏ならびに谷口雅子氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、当行は3氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、佐々木麻希子氏の選任が承認された場合には、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知の46頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。
4. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項
- ① 島本和明氏、西田直樹氏、谷口雅子氏ならびに佐々木麻希子氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 島本和明氏、西田直樹氏、谷口雅子氏ならびに佐々木麻希子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、「取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③ 島本和明氏、西田直樹氏ならびに谷口雅子氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準（本招集ご通知20頁に掲載、以下「独立性判断基準」といいます。）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、3氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、3氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
- また、佐々木麻希子氏も、独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、同氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定する予定であります。
- なお、当行は島本和明氏が総長を務める学校法人日本医療大学および谷口雅子氏が代表社員を務める監査法人銀河と通常の営業取引がありますが、当行の独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、両氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。
- ④ 島本和明氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。また、西田直樹氏および谷口雅子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。


第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役藤井文世氏および窪田 毅氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会の協議を経て、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1	おしの ひとし 押野 均 (1962年8月4日生)	新任
	略歴、当行における地位 1985年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 当行入行 2008年8月 同 監査部検査役 2012年11月 同 融資第一部審査役 2014年6月 同 監査役室長 2016年4月 同 法務コンプライアンス部長 2017年4月 同 執行役員監査部長 2018年10月 同 常務執行役員監査部長 (現任)	
所有する当行の株式数 14,000株	監査役候補者とした理由 監査役室長、法務コンプライアンス部長などを歴任し、2017年4月から執行役員、2018年10月から常務執行役員として監査部長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行業務に関する高い知見と内部監査やコンプライアンスに係る豊富な経験を活かした実効性の高い監査の遂行により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、監査役候補者となりました。	

候補者番号 2	くばた ひとし 窪田 毅 (1956年4月13日生)	再任 社外 独立
	<p>略歴、当行における地位</p> <p>1980年4月 北海道庁入庁 2003年6月 同 総合企画部政策室広報広聴課長 2005年4月 同 知事政策部知事室秘書課長 2007年6月 同 経済部商工局長 2009年4月 同 経済部次長 2010年4月 同 上川総合振興局長 2012年4月 同 経済部観光振興監 2013年4月 同 総合政策部知事室長 2015年6月 同 総合政策部長 2017年4月 同 副知事(2019年5月退任) 2019年6月 当行社外監査役(現任)</p>	
<p>所有する当行の株式数 9,300株</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100%)</p> <p>監査役会への出席状況 17回/17回(100%)</p> <p>監査役在任年数 2年</p>	<p>監査役候補者とした理由</p> <p>北海道庁で総合政策部知事室長、総合政策部長などを歴任した後、副知事を務め、2019年6月から当行監査役を務めております。常勤の社外監査役として、行政での豊富な経験と高い知見を活かし、客観的視点に立った実効性の高い監査の遂行により、引続き経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、社外監査役候補者となりました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知の46頁に記載のとおりであります。各監査役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。
3. 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項
- ① 窪田毅氏は、社外監査役候補者であります。
 - ② 窪田毅氏は、当行の独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、同氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。なお、北海道庁の指定金融機関に当行が指定されており、預金や貸出金等の取引があります。しかしながら、地方公共団体は、トップである知事や市町村長が民意によって選ばれ、かつその行政事務は住民から選ばれた議会の監視下に置かれることから、合理的な理由なく当行に対して影響力を行使することはできないため、当行と取引関係があっても一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、当行は独立性判断基準において、地方公共団体を「主要な取引先」から除いております。
 - ③ 窪田毅氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会議長の柔軟な人選を行うことにより、取締役会の監督機能とガバナンスの強化を図ることを目的として、取締役会の招集権者および議長を取締役会の決議で選任できるよう、定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集および議長)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長に事故(欠員を含む。以下同じ。)</u>あるときは、<u>取締役副会長</u>がこれに代わり、<u>取締役会長および取締役副会長</u>ともに事故あるときは、<u>取締役頭取</u>がこれに代わる。</p> <p>③ <u>取締役会長、取締役副会長および取締役頭取</u>ともに事故あるときは、<u>取締役会の決議</u>をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集および議長)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議</u>をもってあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>② 前項の取締役に事故あるときは、<u>取締役会の決議</u>をもってあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>(削 除)</p>

以上

<ご参考> 独立性判断基準

当行では、社外取締役または社外監査役（以下、併せて社外役員という。）が現在または過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員は独立性を有すると判断する。

1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または使用人をいう。以下同じ）
2. 当行の主要な取引先（※1）、またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（※3）、またはその業務執行者
5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、またはその業務執行者
6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5）
 - (1) 上記1～5に該当する者
 - (2) 当行またはその子会社の業務執行者
 - (3) 当行またはその子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）

※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）

- a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）
- b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先

※2. 「多額」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※3. 「主要株主」の定義

当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※4. 「重要」である者の例

- ・会社の役員・部長クラスの者
- ・上記3.の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者

※5. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

第165期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

<主要な事業内容>

当行は、本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、クレジットカード業務等を営んでおり、地域経済の活性化に貢献すべく、多様な金融商品・サービスを提供しております。

<金融経済環境>

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により依然として厳しい状況にあり、足元では持直しの動きが見られます。需要項目別では、個人消費は、緊急事態宣言の再発令による外出自粛の影響もあり、持直しの動きは続いているものの、一部に弱さが見られます。設備投資は、企業収益の減少や先行き不透明感の高まりにより、減少しました。輸出は、海外の経済活動再開に伴い持直しの動きが見られましたが、足元では増勢に鈍化が見られます。

金融面では、無担保コールレートはマイナス金利で推移しました。10年国債新発債利回りは概ね0%近傍で推移しましたが、1月以降上昇の動きが見られました。対ドル円相場は、1月に102円台をつけましたが、年度を通じて見ると概ね103～109円台で推移しました。

次に北海道経済を見ますと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により依然として厳しい状況にあり、足元では持直しの動きに足踏みが見られます。需要項目別では、個人消費は、感染者数の増加に伴い、持直しの動きに足踏みが見られます。設備投資は、先行き不透明感から、減少しています。公共投資は堅調に推移しました。観光関連は、昨年12月にGoToキャンペーンが全国一斉に一時停止となったことを受け、厳しい状況にあります。

<事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行は、北海道の持続可能な未来のために貢献することを社会的責務と考え、お客さま本位の営業を前提に、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に対し、金融仲介機能の発揮はもとより、グループの総力を結集した多彩なサービスやソリューションの提供に努め、当行グループの企業価値の向上につながるよう、様々な営業施策に取り組んでまいりました。

その結果、次のような営業成績となりました。

① 主要勘定残高

2021年3月末の貸出金は7兆4,244億円と前年比7,054億円増加（10.4%）、預金・譲渡性預金は9兆9,907億円と前年比1兆386億円増加（11.6%）いたしました。その他、主要勘定の残高は下表のとおりであります。

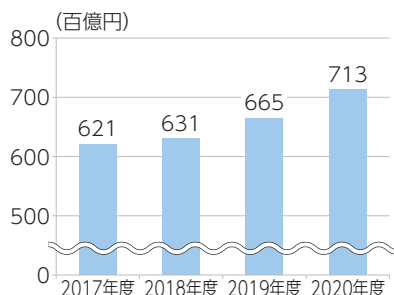
主要勘定残高（単体）

（単位：億円）

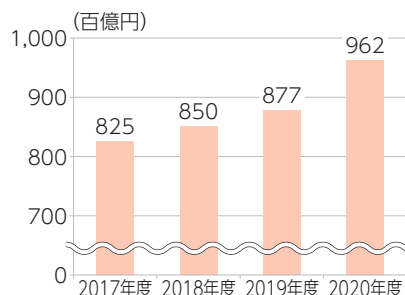
	2020年3月末	2021年3月末	増 減
総 資 産	99,627	118,238	18,610
貸 出 金	67,189	74,244	7,054
有 価 証 券	12,980	15,045	2,064
預 金 ・ 譲 渡 性 預 金	89,521	99,907	10,386
純 資 産	3,944	4,224	280

ご参考

■貸出金平均残高の推移（単体）



■預金・譲渡性預金平均残高の推移（単体）



② 損益の状況

当事業年度の決算につきましては、経常収益は1,039億円と前年比47億円の減少となりました。うち資金運用収益は、有価証券利息配当金の減少を主因に674億円と前年比8億円減少し、役員取引等収益はコロナ下での対面取引の制約などにより254億円と前年比17億円減少しました。

経常費用は、898億円と前年比62億円減少いたしました。うち営業経費は幅広い項目にわたる物件費の削減などにより652億円と前年比18億円減少しました。また、有価証券売却損・償却は前年に計上した市況悪化に伴う保有株式の売却損や減損の反動により10億円と前年比99億円減少しました。一方、貸倒引当金繰入額につきましては、今後を見据えて個社別に予防的な引当金を積み増したことなどにより76億円と前年比62億円増加しております。

以上の結果、当事業年度の経常利益は141億円と前年比14億円の増益、当期純利益も88億円と前年比4億円の増益となりました。

損益の状況（単体）

（単位：億円）

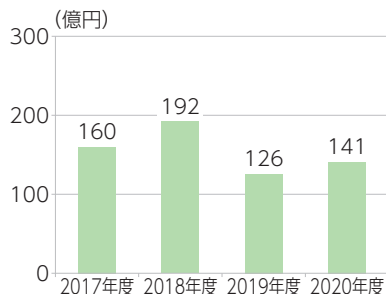
	2019年度	2020年度	増 減
経常収益	1,087	1,039	△47
うち 資金運用収益	683	674	△8
うち 役務取引等収益	271	254	△17
うち 有価証券売却益（注1）	70	66	△3
うち 貸倒引当金戻入益	—	—	—
経常費用	961	898	△62
うち 資金調達費用	20	18	△1
うち 役務取引等費用	129	123	△6
うち 営業経費	671	652	△18
うち 有価証券売却損・償却（注2）	109	10	△99
うち 貸倒引当金繰入額	13	76	62
経常利益	126	141	14
当期純利益	83	88	4

（注）1. 株式等売却益＋債券売却益・償還益

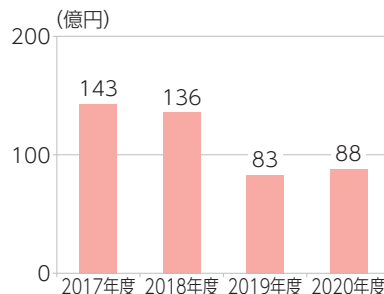
2. 株式等売却損・償却＋債券売却損・償還損・償却

ご参考

■経常利益の推移（単体）



■当期純利益の推移（単体）



③ 自己資本比率、ROE

2021年3月末の自己資本比率（国内基準）は、貸出金の積上げに伴う信用リスク・アセット額の増加を主な要因として、12.07%と前年比0.23ポイント減少いたしました。

ROE（当期純利益ベース）は、当期純利益が前年比4億円増加したことを主な要因として2.15%と前年比0.07ポイント改善いたしました。

自己資本比率、ROE（単体）

	2020年3月末	2021年3月末	増減
自己資本比率（国内基準）	12.30%	12.07%	△0.23%
ROE（当期純利益ベース）	2.08%	2.15%	0.07%

(注) 1. 自己資本比率は、「基礎的内部格付手法（FIRB）」により算出しております。

$$2. \text{ROE (当期純利益ベース)} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末純資産}^* + \text{当期末純資産}^*) \div 2} \times 100 \quad * \text{新株予約権を除く}$$

④ リスク管理債権

2021年3月末のリスク管理債権は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお取引先に対しご融資の条件変更等を積極的に行ったことから、前年比19億円増加いたしました。

ただし、総体の貸出金の増加により、リスク管理債権比率（リスク管理債権が貸出金に占める割合）は、0.96%と前年比0.07ポイント改善いたしました。

リスク管理債権残高（単体）

（単位：億円）

	2020年3月末	2021年3月末	増減
破綻先債権	22	10	△12
延滞債権	579	580	1
3ヵ月以上延滞債権	5	2	△3
貸出条件緩和債権	89	123	34
リスク管理債権合計 （貸出金に占める割合）	697 (1.03%)	716 (0.96%)	19 (△0.07%)

⑤ 有価証券の評価損益

2021年3月末の有価証券の評価損益は、1,170億円の評価益と前年比332億円増加いたしました。

有価証券の評価損益（単体）

（単位：億円）

	2020年3月末	2021年3月末	増減
その他有価証券	837	1,170	332
株式	819	1,178	359
債券	90	15	△74
その他	△72	△23	48
日経平均株価(円)	18,917.01	29,178.80	10,261.79
長期国債利回(%)	0.005	0.120	0.115

⑥ 営業施策

当行は、経営理念に掲げている「お客さま本位を徹底」した、深度あるコンサルティング営業を中心に、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に沿った最適なサービスやソリューションの提供を通じて、多様な課題の解決に積極的に取り組んでおります。当事業年度は、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、環境変化に応じた様々なサポート・支援に取り組ましました。

〔個人のお客さまに向けた取組み〕

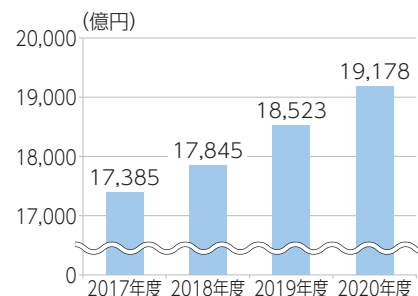
コロナ禍における非対面ニーズにお応えするため、資産運用のご相談など、WEBシステムを活用した面談態勢を全店で整えております。

また、お客さまニーズが高まっている医療保険や、コロナ禍で尽力いただいている医療従事者のための低利な提携社員ローンなど、非対面で契約まで完結可能な商品を拡充しました。

さらに、多様な資産運用ニーズに沿った商品をご提案するため、証券子会社である「北洋証券株式会社」との連携を強化したほか、店頭での混雑や待ち時間を避ける取組みとして、一部店舗にてインターネットによる「来店予約サービス」の試行を開始しております。加えて、持続可能な社会への取組みの一環として、道内金融機関で初めて、北海道が実施するSDGs関連事業への寄付スキームを備えた投資信託の取扱いを開始するなど、環境変化・お客さまニーズに応じたサービスの向上やデジタル技術の活用に努めております。

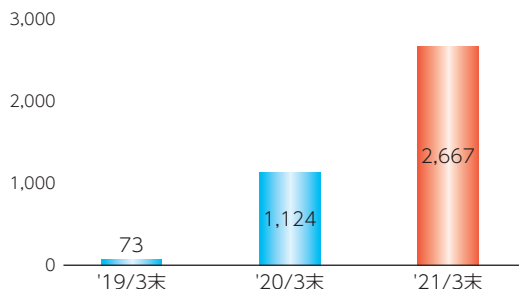
ご参考

■個人貸出金平均残高の推移

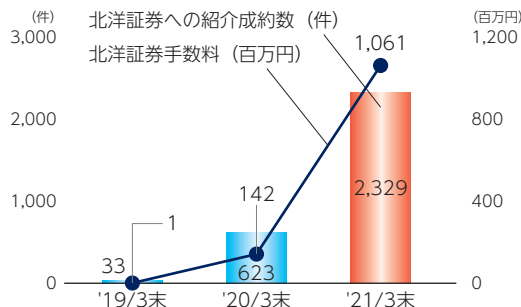


北洋証券との連携による取組み

北洋証券への紹介先数 (件)



紹介成約数・手数料



【法人のお客さまに向けた取組み】

コロナ禍で影響を受けたお客さまへの円滑な資金支援をはじめ、各企業への繰り返し深度ある対話により、事業への影響度や資金の流れ、新たなビジネス態勢への悩みなどの把握から、将来に向けた解決のご提案を行うなど、金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮し、きめ細かなサポートを行っております。具体的には、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫との連携施策を開始し、資本金劣後ローンの活用による協調融資や経営改善・再生等のコンサル支援を実施しているほか、テレワーク・ECサイト等の非対面ビジネス態勢の構築や飲食店のフードデリバリー事業への参画など、コロナ下での感染防止対策や販路拡大に資するビジネスマッチング支援を展開しております。

このほか、法人コンサル子会社である「株式会社北海道共創パートナーズ」との連携強化により、人材紹介やM&A支援、北洋事業承継ファンドによる出資支援なども積極的に進めております。

【地域の活性化に向けた取組み】

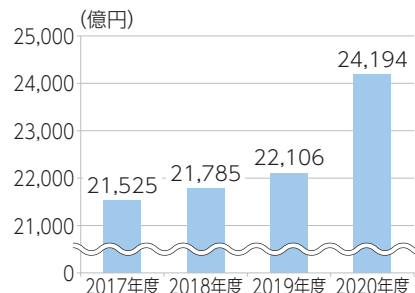
コロナ禍により落ち込んだ地域経済の活性化や関係人口の創出に向けて、北海道の優位性を活かしたワーケーション誘致の取組みを行っており、道内宿泊業者と首都圏企業とを結びつけるオンライン情報交換会の開催により、14件の面談を実施しております。

また、地域の「稼ぐ力」強化に向けた取組みでは、北見市の中核産業である食料品製造業を対象に、設備投資・事業承継に対する補助金や外部人材活用の必要性などについて、北海道経済産業局と共同で分析結果を取りまとめました。

このほか、SDGs普及促進に向けた北海道との連携・協力に関する覚書や、阿寒摩周国立公園の活性化および自然保護を目的に、弟子屈町・北海道をはじめ、関連機関・企業等と摩周エリアの観光資源磨き上げに関する連携協定を締結するなど、持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めております。

ご参考

■道内法人貸出金平均残高の推移



【硫黄山（阿寒摩周国立公園）】
＜摩周エリアに係る連携協定＞

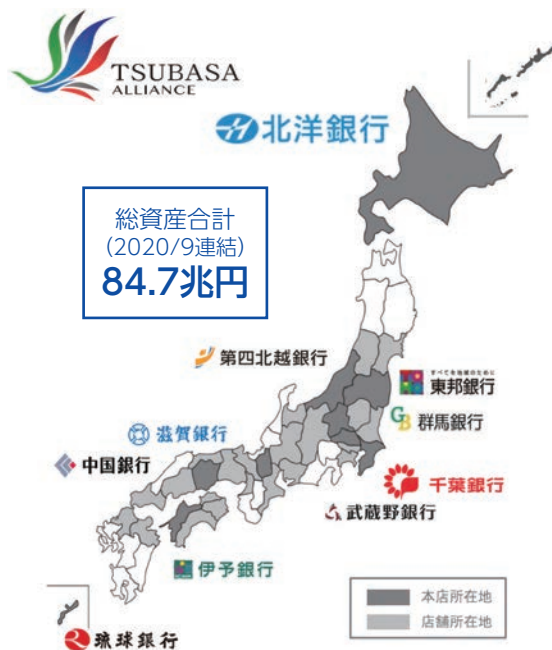
【その他の取組み】

地銀最大の規模となる「TSUBASAアライアンス(注)」による協業を強化しており、スケールメリットを活かした金融サービスの向上や、新ビジネスの創出、業務共同化による効率化を進めております。連携施策の一層の効率化・高度化を目的に、2020年7月、共同出資により「TSUBASAアライアンス株式会社」を設立し、当社内に開設したAML (Anti-Money Laundering) センターにおいて、国際的に要請が強まっているマネー・ローンダリング等の防止に関する業務を共同で行っております。

また、デジタル分野では、共同開発した共通基盤を活用し、スマートフォンによる個人向けの通帳サービスをはじめ、口座開設、マネーチャージ、資産管理等の各種アプリサービスなど、より付加価値の高いサービスの提供に努めております。

このほか、将来のシステムコスト削減や事務効率化に向けて、TSUBASA基幹系システムの共同化を着実に進めております。

(注) TSUBASAアライアンス：2021年3月末現在、千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行および当行の10行が参加する地銀広域連携の枠組みです。



⑦ サステナビリティ方針・・・ESG (注1) ・SDGs (注2) に関する取組み

当行グループは、CSR基本方針に基づき全てのステークホルダーの持続的発展に資する行動を全行で実践してまいりました。なお、CSR基本方針については、本年5月、その考え方を発展させ、当行グループを支えていただいているステークホルダーと広く地域社会や環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値向上、持続的経営の実現に努めるとする「サステナビリティ方針」に改正しました。この方針のもと、「ESG取組方針」および「SDGsに係る重点取組テーマ」を掲げ、様々な活動に取り組んでおります。

また、併せて「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言」への賛同を表明しており、同提言で推奨される気候関連財務情報開示に積極的に取り組んでまいります。

（注）1.ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字をとったもので、企業の持続的成長にはESG課題への取組みが不可欠であるとの考え方が世界的に広がっています。

2.SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2016年から2030年までの国際目標です。

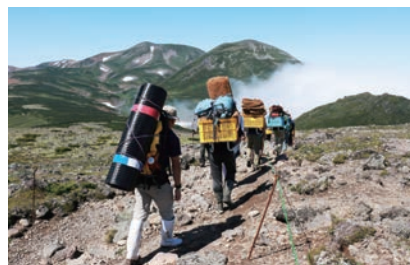
【お客さまとの共通価値の創造】

事業性理解を通してお客さまと経営課題を共有したうえで、その解決に向け、融資や各種ファンドによる資金面のご支援はもとより、外部専門機関も活用した多様なソリューションの提供を行っております。また、地域貢献への取組みの一環として、地域のお祭り等の行事や、地元の振興会・町内会が開催する緑化・清掃活動等に役職員が積極的に参加しております。

【環境保全】

北海道の生物多様性保全を目的として2010年に「ほくく一基金」を設立し、道内の希少種保護や生息環境整備などに取組む様々な団体を助成金により幅広く支援しています。基金設立以来、6,690万円（延べ107先）を助成しました。

また、地球温暖化防止の観点から二酸化炭素など温室効果ガスの削減に取り組むとともに、環境に配慮した取組みを行う企業をサポートする私募債「北洋エコボンド」、地域ESG融資促進利子補給制度を取り扱っております。



〔一般社団法人 大雪山・山守隊〕
<ほくく一基金2020年度助成先>

【医療福祉】

地域医療支援の取組みとして、地元大学との連携による「医療セミナー」の開催や、行員による企業団体献血への協力を推奨しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の最前線で尽力いただいている道内医療従事者を支援する「ほくよう北の医療応援債」を取扱っております。当事業年度は「エールを北の医療へ！」を通じて1,188万円の寄付金を贈呈し、医療用資機材の整備等に活用されています。

【教育文化】

パラスポーツ支援の取組みとして「パラスポーツ応援債」を取り扱っております。これは、お客さまが私募債を発行される際に、発行金額の0.2%相当額を当行が「ほくく一障がい者スポーツ基金」へ拠出し、道内のパラスポーツに取り組む選手や団体等へ寄付するものです。当事業年度は、15先へ総額710万円の寄付金を贈呈しました。

また、児童・生徒の銀行営業店見学受入や、資産形成層のお客さまを対象としたセミナーの開催など、金融経済教育に継続して取り組んでおります。

さらに、芸術・文化振興への取組みとして、札幌交響楽団によるクラシックコンサートを開催しており、これまでに延べ約33,180名のお客さまをご招待しております。当事業年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、無観客で実施したコンサートの模様を当行公式YouTubeにてオンライン配信しました。

【ダイバーシティ】

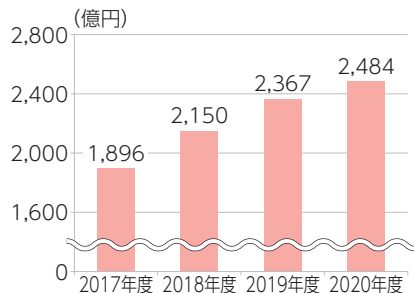
「コース別人事」「勤務地変更制度」など男女ともに働きやすい環境整備を行う等、ワークライフバランスの実現に取り組んでおります。

また、女性職員が能力をさらに発揮できるようキャリア形成支援を目的とした研修を継続的に実施し、上位職位への登用を促進しております。これらの実績が評価され、2018年12月には、道内金融機関で初めて「優良な子育てサポート企業（プラチナくるみん）」の認定を受けております。

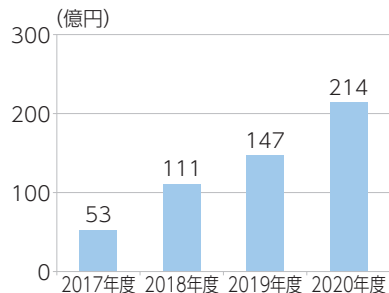
2020年10月には人事部内に「ダイバーシティ推進室」を設置し、女性・シニア職員等「多様な人財の活躍」や男性育児休暇取得の促進をはじめとした「働き方の多様化」を推進しております。

ご参考

■北洋エコボンド（注1）取扱累計金額



■寄付型私募債（注2）取扱累計金額



(注) 1.北洋エコボンド：2010年度（取扱開始）からの取扱累計額

2.寄付型私募債：①パラスポーツ応援債（2016年度から取扱開始） ②北洋災害復興応援債（2018年度取扱）
③ほくよう北の医療応援債（2020年度から取扱開始）の合計取扱累計額

ご参考

■ サステナビリティ方針

北洋銀行グループは「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めます。

■ ESG取組方針

1. 環境方針

美しく豊かな自然環境を維持し次世代へ継承していくことは、我々の責務であり、持続可能な地域社会の実現に不可欠であるとの認識のもと、事業活動を通じて環境負荷低減に貢献するとともに、生物多様性保全など地域が抱える環境課題の解決に取り組んでまいります。

2. 社会貢献方針

当行は、地域金融機関として北海道経済の持続的成長に寄与することを責務と考え、金融仲介機能の円滑な発揮や多様なソリューションの提供に努めるとともに、様々なステークホルダー（利害関係者）が抱える社会的課題の解決に取り組んでまいります。

3. ガバナンス方針

様々なステークホルダーと確固たる信頼関係を構築し、より実効的なコーポレートガバナンスを追求していくため、独立社外役員の活用等による公正性・透明性の向上、ならびにコンプライアンス態勢のさらなる強化に取り組んでまいります。

■ SDGsに係る重点取組テーマ

1. お客さまとの共通価値の創造

事業性理解に基づく融資や各種ファンドの活用による金融仲介機能の円滑な発揮、地方創生や起業・創業・販路拡大・事業承継等、お客さまのニーズに応じた多様なソリューションの提供、ならびにそれらを活用した、地域の強みである食・観光分野および課題であるモノづくりへの支援を通じて、お客さまとの共通価値を創造し、北海道経済の持続的成長に貢献してまいります。

2. 環境保全

省エネルギー等への全行的取り組みによる自行の環境負荷低減、多様な金融商品を活用した環境配慮型企業・環境成長分野へのサポート、ならびに北海道の生物多様性保全に取り組む個人・団体への助成等により、北海道の自然環境の維持・保全に貢献してまいります。

3. 医療福祉

少子高齢化の先進地域である北海道の実情を踏まえ、医療・福祉機関への経営面のサポートや道内医療大学との連携、ならびに障がい者支援等により医療福祉の充実に貢献してまいります。

4. 教育文化

貯蓄・投資を通じた安定的資産形成に資する金融リテラシーの向上を見据えた金融経済教育の推進、ならびに幅広い質の高い教育文化の振興に取り組んでまいります。

5. ダイバーシティ

女性職員の能力発揮、仕事と家庭・生活の両立に向けたさらなる女性活躍促進・労働環境整備、ならびに外国人職員の活用など、多様な人財が活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。

(対応するSDGs目標)



⑧ 連結決算の概要

当連結会計年度の連結決算につきましては、当行グループの中核である北洋銀行の損益状況を主因として、以下のとおりとなりました。

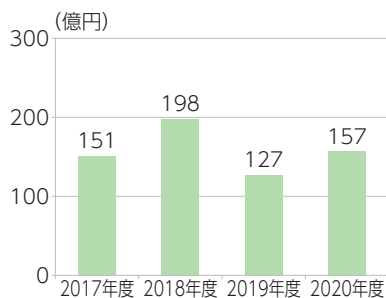
連結経常収益は、1,356億円と前年比24億円減少いたしました。連結経常費用は1,198億円と前年比54億円減少いたしました。

この結果、連結経常利益は157億円と前年比30億円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益も94億円と前年比18億円増加いたしました。

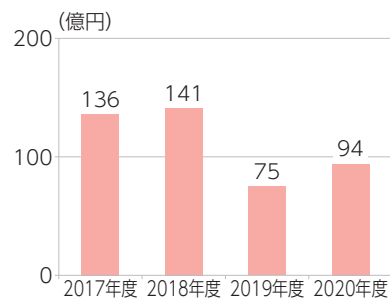
また、連結自己資本比率（国内基準）は、12.41%となりました。

ご参考

■ 経常利益の推移（連結）



■ 親会社株主に帰属する当期純利益の推移（連結）



<対処すべき課題>

当行が営業基盤とする北海道経済は、長期化している新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、道内景気を牽引してきた観光関連産業がインバウンドの消滅をはじめとして大きく落ち込むなど、厳しい状況が続いております。昨年から通して見ると、全国に先駆けた道独自の緊急事態宣言の発出にはじまり、その後、政府主導の「Go To」事業による回復への動きもありましたが、11月以降の第3波の影響をいち早く受けたことにより、道独自の集中対策期間や往来自粛要請が幾度も繰り返されるなど、経済活動の停滞が他都府県に比べて長期間にわたっていると見ております。

また、少子高齢化を伴う人口減少の加速、後継者不在による事業所数の減少などにより、中長期的にマーケットは縮小が見込まれているほか、金融業界を取り巻く環境においても、超低金利政策の長期化、デジタル化の急速な進展やそれに伴う異業種の参入、新たなサービスの拡がりなど、これまで以上に厳しい経営環境が続くものと認識しております。

このような環境下において、当行グループが果たすべき役割・使命を明確化した新たな経営理念のもと、昨年度より中期経営計画『共創の深化』をスタートしております。この基本方針に掲げた以下の4点を当行グループが優先的に対処すべき課題と捉えており、それぞれの戦略に沿って着実に実践していくことで、当行グループの企業価値の向上を図ってまいります。

①お客さまに寄り添ったコンサルティング営業の徹底

お客さまの満足・価値の向上をより深く考え、潜在的なニーズや課題を発掘し、それに応じた最適なサービスやソリューションをグループの総力をあげ提供し続けていくこと。

②デジタル化を中心とした取引の間口拡大と効率化

多様化するお客さまニーズや進展するデジタル化に対応し、お客さまの利便性向上や効率的なアプローチを図りつつ、中長期的なお客さま接点の維持・強化とサービス・業務の効率化を進めていくこと。

③深度あるコンサルティングの実現に向けた人財育成

お客さまに寄り添った、深度あるコンサルティングを行うため、対話力や目利き力、コンサルティング力に優れた人財を実践的な研修などを通じて育成していくこと。

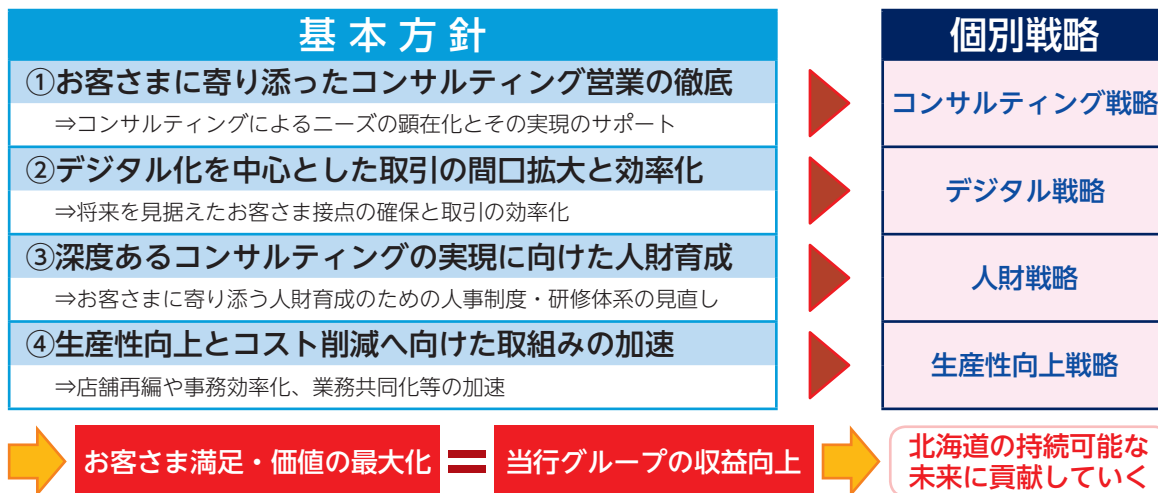
④生産性向上とコスト削減へ向けた取組みの加速

人口減少やデジタル化の進展といった外部環境の変化に対応し、店舗運営見直しによる人財・資源の集約化や業務の効率化、システムの共同化などを進め、コストの着実な削減と生産性の向上に一層取り組むこと。

中期経営計画 <『共創の深化』～お客さま・地域から最も信頼されるパートナーを目指して～>

●計画期間：2020年4月～2023年3月

●計画の概要



●計数計画

【経営指標】		2022年度（計画）		3年間増減
経常利益	（連結）	158億円		31億円
当期純利益	（連結）	105億円		30億円
自己資本比率	（連結）	12%程度		▲0.61%程度
貸出金平均残高	（単体）	7兆円		0.4兆円
一人あたり生産性（注1）	（単体）	4.2百万円		1.2百万円

【長期的に目指す経営指標】		2022年度（計画）	3年間増減	長期目標
ROE（注2）	（連結）	2%程度	0.16%程度	5%以上
コアOHR（注3）	（単体）	83%程度	2.5%程度	70%以下
道内貸出シェア（注4）	（単体）	33.6%	0.7%	34.7%

- （注）1. 当期純利益 ÷ 年度末人員数 2. 当期純利益 ÷ {(期首自己資本 + 期末自己資本) ÷ 2} 3. 経費 ÷ コア業務粗利益
 4. 地公体等向け貸出を除く道内の貸出残高（北海道財務局「金融月報」の各月末残高を足し12で除した年度のみなし平均残高）に占める当行のシェア
 ※2020年度初めより政府施策の実質無利子・無担保融資の取扱いが先行した政府系金融機関の大幅な貸出増加の影響から、計画が実態と乖離したことを補正するため、政府系金融機関を除いた道内貸出のシェア目標に修正しております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	8,350,902	8,603,439	8,864,762	9,908,304
定期性預金	2,008,500	1,972,541	1,906,858	1,886,855
その他	6,342,402	6,630,898	6,957,904	8,021,449
貸 出 金	6,309,357	6,577,293	6,718,936	7,424,406
個人向け	1,769,542	1,822,303	1,892,023	1,960,324
中小企業向け	1,792,847	1,853,312	1,832,996	2,112,279
その他	2,746,967	2,901,679	2,993,918	3,351,803
商品有価証券	4,345	4,321	4,275	3,711
有 価 証 券	1,485,806	1,265,524	1,298,086	1,504,582
国 債	506,679	360,000	385,244	490,219
その他	979,126	905,524	912,841	1,014,362
総 資 産	9,475,544	9,735,893	9,962,798	11,823,850
内 国 為 替 取 扱 高	118,849,551	117,259,699	117,855,480	123,804,309
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,805	百万ドル 2,785	百万ドル 2,228	百万ドル 1,887
経 常 利 益	16,082	19,299	12,627	14,119
当 期 純 利 益	14,374	13,626	8,321	8,815
1株当たり当期純利益	36円02銭	34円49銭	21円33銭	22円68銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況 (連結業績の状況)

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	143,611	138,362	138,035	135,620
経常利益	15,143	19,804	12,726	15,767
親会社株主に帰属する 当期純利益	13,686	14,141	7,564	9,422
包括利益	27,070	△4,563	△5,969	35,241
純資産額	430,945	421,061	409,476	440,636
総資産	9,500,510	9,759,776	9,988,041	11,858,207

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,940人
平均年齢	42年 5月
平均勤続年数	18年 3月
平均給与月額	388千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の平均給与月額であります(時間外手当を含み、賞与は含んでおりません)。

	当年度末	
	国内部門	国際部門
使用人数	2,881人	59人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北 海 道	170	(7)
東 京 都	1	(-)
合 計	171	(7)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を3カ所、店舗外現金自動設備を436カ所設置しております。

- 当年度新設営業所
該当ありません。
- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,941
---------	-------

- 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,158
営業店施設等	771

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主 要 業 務 内 容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 札幌北洋リース	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	1989年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株式会社 札幌北洋カード	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	クレジット カード業務	1983年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀行事務 代行業務	1998年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信用保証 業 務	1988年 6月28日	100	4.34	—
北洋証券株式会社	札幌市中央区北一条 西三丁目3番地	証 券 業	1938年 2月11日	3,000	100.00	—
株式会社北海道共創 パートナーズ	札幌市中央区大通西 四丁目1番地	コンサルティング業、 人材紹介業、 M&Aアドバイザリー業	2017年 9月27日	49	100.00	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 連結される子会社および子法人等は上記6社であります。

ハ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行との提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
6. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、TSUBASAアライアンスに関する基本合意書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
石井 純二	取締役会長 秘書室 担当、グループ会社統括	北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	(注) 1
柴田 龍	取締役副会長 市場営業部 担当		
安田 光春	取締役頭取（代表取締役） 人事部、営業店サポート部 担当		(注) 4
竹内 巖	取締役副頭取（代表取締役） ＜法人事業本部長＞法人推進部、ソリューション部、公務金融部、国際部 担当 融資部 担当		(注) 4
長野 実	取締役副頭取（代表取締役） ＜リテール事業本部長＞リテール推進部、ローン統括部、デジタル・マーケティング部、アドバイザリー部 担当	中道リース株式会社 社外監査役	
進藤 智	常務取締役 ＜管理本部長＞リスク管理部、法務コンプライアンス部、事務企画部、システム部 担当		
日當 隆文	常務取締役 本店営業部（本店長委嘱）		
若栗 伸夫	取締役 ＜法人事業本部副本部長＞地域産業支援部 担当 経営企画部 担当		
祖母井 里重子	取締役（社外役員）		(注) 3
島本 和明	取締役（社外役員）	学校法人日本医療大学 総長	(注) 3
西田 直樹	取締役（社外役員）		(注) 3
谷口 雅子	取締役（社外役員）	監査法人銀河 代表社員	(注) 3

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
藤井文世	常勤監査役	株式会社ツルハホールディングス 社外取締役 北海道電力株式会社 社外監査役	
松下克則	常勤監査役	株式会社カナモト 社外監査役	
窪田毅	常勤監査役 (社外役員)		(注) 3
和田健夫	監査役 (社外役員)		(注) 2,3
石井吉春	監査役 (社外役員)	株式会社苫東 代表取締役会長	(注) 3

- (注) 1. 取締役石井純二氏は、2021年3月31日をもって辞任により退任いたしました。
2. 監査役和田健夫氏は、過去に小樽商科大学において総務・財務担当理事を務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役祖母井里重子氏、島本和明氏、西田直樹氏、谷口雅子氏ならびに監査役窪田毅氏、和田健夫氏、石井吉春氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。
4. 2021年4月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
安田光春	取締役頭取 (代表取締役) 人事部、営業店サポート部 担当	取締役頭取 (代表取締役) 秘書室、人事部、営業店サポート部 担当、グループ会社統括
竹内巖	取締役副頭取 (代表取締役) <法人事業本部長> 法人推進部、ソリューション部、公務金融部、国際部 担当 融資部 担当	取締役副頭取 (代表取締役) <法人事業本部長> 法人推進部、ソリューション部、公務金融部、国際部 担当

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
小 林 良 輔	常務執行役員	人事部審議役委嘱
石 川 裕 也	常務執行役員	営業店サポート部審議役委嘱
野 際 齊	常務執行役員	経営企画部長委嘱
阿 部 勝 義	常務執行役員	営業店サポート部長委嘱
押 野 均	常務執行役員	監査部長委嘱
細 野 拓 朗	常務執行役員	旭川中央支店長兼大雪通支店長委嘱
増 田 仁 志	常務執行役員	帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長委嘱
織 田 亨	常務執行役員	釧路中央支店長兼鳥取支店長委嘱
山 田 明	常務執行役員	函館中央支店長兼末広町支店長委嘱
栗 尾 史 郎	執 行 役 員	人事部長委嘱
高 橋 和 裕	執 行 役 員	市場営業部長委嘱
奥 芝 努	執 行 役 員	営業店サポート部審議役委嘱
松 岡 宏 治	執 行 役 員	融資部長委嘱
石 田 裕 一	執 行 役 員	公務金融部長委嘱
石 輪 信 幸	執 行 役 員	北見中央支店長兼留辺蘂支店長委嘱
津 山 博 恒	執 行 役 員	本店営業部副本店長委嘱
岡 部 好 浩	執 行 役 員	小樽中央支店長兼手宮支店長委嘱
水 本 健 一	執 行 役 員	苫小牧中央支店長兼苫小牧北支店長委嘱
米 田 和 志	執 行 役 員	ソリューション部長委嘱
宮 原 正 宏	執 行 役 員	東京支店長委嘱

(2) 会社役員に対する報酬等

<当事業年度に係る報酬等の総額等>

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の 総額	報酬等の内訳		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 (うち社外取締役)	13名 (5名)	343 (36)	271 (36)	－ (－)	72 (－)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (5名)	61 (27)	61 (27)	－ (－)	－ (－)
計 (うち社外役員)	20名 (10名)	405 (63)	332 (63)	－ (－)	72 (－)

(注) 1. 当行は業績連動報酬および非金銭報酬として取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、本表では、同制度に係る費用計上額を非金銭報酬等の欄に記載しております。なお、取締役の「賞与」については、2008年度以降支給しておりません。

2. 当行の「業績連動型株式報酬制度」の内容

- (1) 本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。
- (2) 当行は、取締役に対し、役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」を付与します。1ポイントは当行株式1株とし、取締役は退任時に、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けるものとします。付与するポイント数は、取締役会にて制定した「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に定める、役位に応じた株式報酬基準額・業績指標・業績連動係数に基づき算定します。ただし、1事業年度あたりのポイントの総数の上限は600,000ポイントとします。
- (3) 本制度の算定の基礎として選定した業績指標は、「親会社株主に帰属する当期純利益」（ウェイト50％）と「当行単体の経常利益」（ウェイト50％）であり、当該業績指標の実績は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	増減
親会社株主に帰属する当期純利益	75	94	18
当行単体の経常利益	126	141	14

(4) 当該業績指標として「親会社株主に帰属する当期純利益」を選択した理由は、当行の業績連動配当制度においても採用している最も重要な指標であるためであり、「当行単体の経常利益」を選択した理由は、税制面など外部環境による業績への影響を受けない指標による補完が適切であると判断したためであります。

3. 会社役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(1) 2012年6月26日をもって決議があったものとみなされる第156期定時株主総会において、取締役の報酬は年額340百万円以内、監査役の報酬は年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名ですが、当該決議は、2012年10月1日付札幌北洋ホールディングスとの合併に伴い、取締役を14名に、監査役を5名に増員することを前提としております。

(2) 2018年6月26日開催の第162期定時株主総会において、上記(1)とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）を対象に業績連動型株式報酬制度を導入しており、その限度額について、連続する3事業年度（ただし当初対象期間は2事業年度）からなる対象期間ごとに、300百万円（当初対象期間は200百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名です。

(3) 2015年6月25日開催の第159期定時株主総会において、報酬枠（上記(1)とは別枠にて年額100百万円以内）を決議いただいた株式報酬型ストック・オプション制度につきましては、既に割り当てられているものを除いて廃止しており、2018年度以降、新規に新株予約権の付与は行っておりません。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は11名です。

(4) 2010年6月24日をもって決議があったものとみなされる第154期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名です。

この決議に基づき、当事業年度末をもって辞任により退任した取締役1名に対し16百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額は、上記報酬等には含んでおりません。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当行では、取締役会にて制定した「指名・報酬等経営諮問委員会規程」に基づき、独立社外役員が委員の過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬等経営諮問委員会にて、個人別の報酬額等を決定しております。

(1) 指名・報酬等経営諮問委員会は、取締役会にて制定した「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額の範囲内において、取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限を委任されております。

(2) これらの権限を指名・報酬等経営諮問委員会に委任した理由は、独立社外役員の適切な関与・助言の機会を確保し、取締役の個人別の報酬額等の決定における透明性・公正性を高めるためであります。

- (3) 当該委任を受けた者の氏名等(当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額等を決定した日における指名・報酬等経営諮問委員会委員の氏名等) ※ () 内はその時点の地位等

林 美香子 (委員長、社外取締役)	石井 純二 (取締役会長)	柴田 龍 (取締役副会長)
安田 光春 (取締役頭取)	竹内 巖 (取締役副頭取)	長野 実 (取締役副頭取)
祖母井 里重子 (社外取締役)	島本 和明 (社外取締役)	窪田 毅 (社外監査役)
野島 誠 (社外監査役)	本間 公祐 (社外監査役)	

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等>

- イ) 当行では、取締役会にて「取締役報酬規程」「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」「指名・報酬等経営諮問委員会規程」等を定め、当該方針を決定しております。
- ロ) 「取締役報酬規程」において、取締役の報酬は、取締役に相応しい優秀な人材の確保・維持ならびに、短期及び中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能するものとし、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。
- ハ) 取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限は指名・報酬等経営諮問委員会が有しております。取締役会は、取締役の役位に応じた支給上限額等を定めるとともに、同委員会の過半数を独立社外役員とし、その委員長を独立社外取締役とするなど、これらの権限が適切に行使されるための措置を講じており、取締役会としても同委員会の決定を尊重し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
- 二) 取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」および「業績連動型株式報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。報酬区分ごとの方針等の概要は以下のとおりであります。
- (1) 「基本報酬」
- ① 役位に応じた業務執行の役割・責任に対する「基本給」および「その他加算部分」により構成し、個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額を上限として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ② 基本報酬は毎月支給することとし、その支給日は「取締役報酬規程」に定めております。
- (2) 「賞与」
- ① 株主に対する配当を実施した場合に限り、株主総会の承認を得て支給することとしております。
 - ② 株主総会に提案する支給総額は、指名・報酬等経営諮問委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
 - ③ 個別の支給額は、取締役報酬規程に定める役位に応じた支給割合を限度として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ④ 株主総会にて承認を頂いた場合、その年の7月に支給することとしております。

(3) 「業績連動型株式報酬」

- ①取締役（社外取締役を除く）の報酬と当行の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものです。
- ②取締役に付与する個別のポイント数は、「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」に定める役位に応じた株式報酬基準額ならびに業績指標・業績連動係数に基づき、毎事業年度における業績目標の達成度に応じて算定します。
- ③株式報酬基準額は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定することとしております。また、取締役の報酬の水準については、指名・報酬等経営諮問委員会において、経営環境の変化や外部の客観的データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証することとしております。
- ④原則、個別のポイントの付与は毎年6月に行い、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等は取締役退任後に行うこととしております。その受益権確定日・交付時期等については「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」に定めております。

<各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針等（前記の事項を除く）>

- イ) 監査役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
- ロ) 個別の支給額は、「監査役報酬規程」に定める支給上限額を上限として、監査役の協議により決定します。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
祖母井 里重子	・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
島 本 和 明	
西 田 直 樹	
谷 口 雅 子	
和 田 健 夫	・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
石 井 吉 春	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当行の取締役および監査役ならびに執行役員	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 ・当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追求に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 ・当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
祖母井 里重子 (取締役)	該当ありません
島 本 和 明 (取締役)	学校法人日本医療大学 総長
西 田 直 樹 (取締役)	該当ありません
谷 口 雅 子 (取締役)	監査法人銀河 代表社員
窪 田 毅 (監査役)	該当ありません
和 田 健 夫 (監査役)	該当ありません
石 井 吉 春 (監査役)	株式会社苫東 代表取締役会長

(注) 上記の各兼職先は、当行との間に通常の営業取引がありますが、本招集ご通知の20頁に記載の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）に該当する先ではなく、また開示すべき特別の関係もありません。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
祖母井 里重子 (取締役)	5年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会のほか、「ALM委員会(注)」等の重要会議および代表者や監査役・会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員長を務めております。 ・出席した会議等において、弁護士や諸団体の要職を歴任した豊富な経験と法務に関する専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、経営の健全性確保に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。
島本 和明 (取締役)	4年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会のほか、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役・会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員長を務めております。 ・出席した会議等において、医療分野における経営者としての豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。
西田 直樹 (取締役)	9月	選任後の当期開催の取締役会10回のうち9回に出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会のほか、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・出席した会議等において、金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。
谷口 雅子 (取締役)	9月	選任後の当期開催の取締役会10回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会のほか、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・出席した会議等において、税理士や諸団体の要職を歴任した豊富な経験と財務・企業会計に関する専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、経営の健全性確保に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。

(注) ALM委員会：銀行の運用戦略等(資金・収益計画、自己資本比率計画、リスク資本枠)に関する組織横断的な事項を協議、報告する会議

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
窪田 毅 (監査役)	1年9月	<p>当期開催の取締役会13回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会17回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤監査役として、取締役会・監査役会のほか、「業務運営会議」「ALM委員会」等の重要会議および代表者や内部監査部門・会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・北海道副知事を務めた豊富な経験と専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。
和田 健夫 (監査役)	9月	<p>選任後の当期開催の取締役会10回全てに出席しております。</p> <p>選任後の当期開催の監査役会11回のうち10回に出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会・監査役会のほか、代表者や会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・財務および大学経営に携わった豊富な経験と学識経験者としての専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。
石井 吉春 (監査役)	9月	<p>選任後の当期開催の取締役会10回全てに出席しております。</p> <p>選任後の当期開催の監査役会11回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会・監査役会のほか、代表者や会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・金融機関や事業会社経営の豊富な経験と地域・公共政策等に関する専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	10名	63	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 1,450,000,000株
発行済株式の総数 399,060,179株

(2) 当年度末株主数 13,843名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	30,954,500株	7.94%
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	7.94
北海道電力株式会社	23,247,000	5.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,705,500	5.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,457,600	4.99
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	17,198,845	4.41
第一生命保険株式会社	13,412,000	3.44
大樹生命保険株式会社	11,132,000	2.85
北洋銀行職員持株会	7,750,820	1.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	7,378,600	1.89

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当行は自己株式を9,461,389株保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類および種類ごとの数）
取締役（社外取締役を除く）	1人	普通株式 3,200株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式について記載しており、退任した会社役員に対して交付した株式も含めて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の数：535個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 53,500株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月16日から2045年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：53,300円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	4名
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の数：1,088個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 108,800株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月16日から2046年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：26,700円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	5名
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の数：761個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 76,100株 ④新株予約権の行使期間：2017年7月15日から2047年7月14日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：34,800円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 払込金額は、当行に対する報酬債権と相殺することになっているため、実際には金銭の払込みはされておられません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 宮田 世紀 指定有限責任社員 新村 久	76	・当行は、当監査法人に対して、米国外国口座税務コンプライアンス法および非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度にかかるアドバイザー業務について対価を支払っております。 ・報酬等について監査役会が同意した理由(注)3

- (注) 1. 当行と当監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、「当該事業年度に係る報酬等」には、これらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は99百万円です。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

監査役会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。
- この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- ② 上記のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

なお、当行監査役会は、会計監査人の解任または不再任に際しては、できるだけ早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集および審議を行うものとし、会社法第340条第1項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任または不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条の定めに従い、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

- 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当ありません。
- 8 特定完全子会社に関する事項
該当ありません。
- 9 親会社等との間の取引に関する事項
該当ありません。
- 10 会計参与に関する事項
該当ありません。
- 11 その他
該当ありません。

第165期末（2021年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 預 金	2,623,534	預 当 座	9,908,304
現預金	98,167	当座預金	538,716
預金	2,525,366	普通預金	7,077,087
コ ー ル 口 一	544	貯蓄預金	220,200
買入金有価証券	14,224	定期預金	11,387
商品有価証券	3,711	その他預金	1,886,855
商品有価証券	862	譲渡性債権	174,057
商品有価証券	2,848	債券	82,431
有価証券	1,504,582	借入金	13,402
国債	490,219	借入金	251,108
地方債	422,893	借入金	1,019,357
地方債	1,999	借入金	1,019,357
株式	323,998	未払金	51
株式	174,102	未払金	51
その他の証券	91,367	未払金	38,485
賞 引 手 形 付 付 越 替	7,424,406	未払金	842
賞引手形付付越替	9,802	未払金	3,885
賞引手形付付越替	184,997	未払金	1,795
賞引手形付付越替	6,603,711	未払金	2,626
賞引手形付付越替	625,894	未払金	8,693
賞引手形付付越替	8,569	未払金	1,934
賞引手形付付越替	8,368	未払金	3,765
賞引手形付付越替	191	未払金	14,943
賞引手形付付越替	10	未払金	1,457
賞引手形付付越替	138,457	未払金	164
賞引手形付付越替	352	未払金	365
賞引手形付付越替	3,035	未払金	1,889
賞引手形付付越替	4,881	未払金	454
賞引手形付付越替	13,509	未払金	25,921
賞引手形付付越替	4,483	未払金	2,030
賞引手形付付越替	112,195	未払金	55,942
賞引手形付付越替	76,128	未払金	11,401,367
賞引手形付付越替	31,827	賞 引 手 形 付 付 越 替	121,101
賞引手形付付越替	32,894	賞引手形付付越替	50,005
賞引手形付付越替	3,765	賞引手形付付越替	50,001
賞引手形付付越替	1,346	賞引手形付付越替	4
賞引手形付付越替	6,296	賞引手形付付越替	167,945
賞引手形付付越替	4,885	賞引手形付付越替	7,219
賞引手形付付越替	4,474	賞引手形付付越替	160,726
賞引手形付付越替	410	賞引手形付付越替	1,024
賞引手形付付越替	55,942	賞引手形付付越替	159,701
賞引手形付付越替	△31,137	賞引手形付付越替	△3,158
賞引手形付付越替	11,823,850	賞引手形付付越替	335,893
賞引手形付付越替		賞引手形付付越替	82,456
賞引手形付付越替		賞引手形付付越替	4,048
賞引手形付付越替		賞引手形付付越替	86,504
賞引手形付付越替		賞引手形付付越替	84
賞引手形付付越替		賞引手形付付越替	422,482
賞引手形付付越替		賞引手形付付越替	11,823,850

第165期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 資	103,998
金 常 運 用 収 収 益	67,449
貸 有 預 金 出 証 券 金 利 一 息 配 当	58,380
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	8,193
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	△8
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	689
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	193
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	25,435
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	7,908
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	17,527
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	2,701
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	396
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	528
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	245
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	1,517
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	13
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	8,411
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	5,919
受 取 預 金 引 替 受 取 手 続 利 配 当	2,492
経 資	89,879
金 常 調 達 利 金 一 利 利	1,880
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	232
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	15
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	△2
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	13
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	16
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	1,602
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	2
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	12,380
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	1,258
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	11,122
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	1,010
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	19
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	902
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	72
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	15
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	65,215
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	9,392
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	7,641
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	0
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	4
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	21
預 讓 口 売 債 借 入 金 性 マ 先 引 支 等 手 続 利 利	1,725
経 特 特	14,119
固 定 資 産 利 損 処 分	239
固 定 資 産 利 損 処 分	239
固 定 資 産 利 損 処 分	1,282
固 定 資 産 利 損 処 分	1,282
税 法 法 法 当	13,076
引 税 前 住 民 等 純 利	6,346
引 税 前 住 民 等 純 利	△2,086
引 税 前 住 民 等 純 利	4,260
引 税 前 住 民 等 純 利	8,151

第165期末（2021年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,625,082	預 金	9,900,963
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	544	譲 渡 性 預 金	71,077
買 入 金 銭 債 権	14,224	売 現 先 勘 定	13,402
商 品 有 価 証 券	3,711	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	251,108
有 価 証 券	1,505,246	借 用 金	1,030,491
貸 出 金	7,367,433	外 国 為 替	51
外 国 為 替	8,569	そ の 他 負 債	60,344
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	53,166	賞 与 引 当 金	1,670
そ の 他 資 産	178,695	株 式 給 付 引 当 金	164
有 形 固 定 資 産	77,252	退 職 給 付 に 係 る 負 債	548
建 物	31,851	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,889
土 地	32,898	ポ イ ン ト 引 当 金	460
リ ー ス 資 産	2,181	特 別 法 上 の 引 当 金	19
建 設 仮 勘 定	1,346	繰 延 税 金 負 債	27,404
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	8,975	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,030
無 形 固 定 資 産	4,936	支 払 承 諾	55,942
ソ フ ト ウ ェ ア	4,512	負 債 の 部 合 計	11,417,570
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	423	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	814	資 本 金	121,101
繰 延 税 金 資 産	290	資 本 剰 余 金	74,741
支 払 承 諾 見 返	55,942	利 益 剰 余 金	154,102
貸 倒 引 当 金	△37,704	自 己 株 式	△3,153
資 産 の 部 合 計	11,858,207	株 主 資 本 合 計	346,792
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	84,491
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,048
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	639
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	89,179
		新 株 予 約 権	84
		非 支 配 株 主 持 分	4,580
		純 資 産 の 部 合 計	440,636
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,858,207

第165期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	135,620
資金運用収益	66,697
貸出証券の利息	58,140
有価証券の利息	7,680
預金	△8
その他の利息	691
役員報酬	193
その他の取引業務	27,900
その他の引当金	32,595
その他の債権	8,425
その他の経常収益	0
経常費用	8,425
資金調達費用	1,912
預金	232
譲渡金	15
リース	△2
売掛金	13
借入金	16
その他の引当金	1,634
役員報酬	2
その他の取引業務	11,285
その他の引当金	28,174
その他の経常費用	68,345
貸倒引当金	10,134
その他の経常費用	7,674
経常費用	2,459
経常利益	15,767
特別利益	242
固定資産の売却益	239
固定資産の処分益	2
特別損失	1,301
固定資産の処分損失	470
減価償却	828
段階的取得に係る差	1
税金等調整前当期純利益	14,708
法人税等調整額	6,863
法人税等調整額	△1,900
当期純利益	4,963
当期純利益	9,745
非支配株主に帰属する当期純利益	322
親会社株主に帰属する当期純利益	9,422

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 新 村 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第165期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 新 村 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第165期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社北洋銀行 監査役会

常勤監査役 藤井文世 ㊟

常勤監査役 松下克則 ㊟

常勤社外監査役 窪田毅 ㊟

社外監査役 和田健夫 ㊟

社外監査役 石井吉春 ㊟

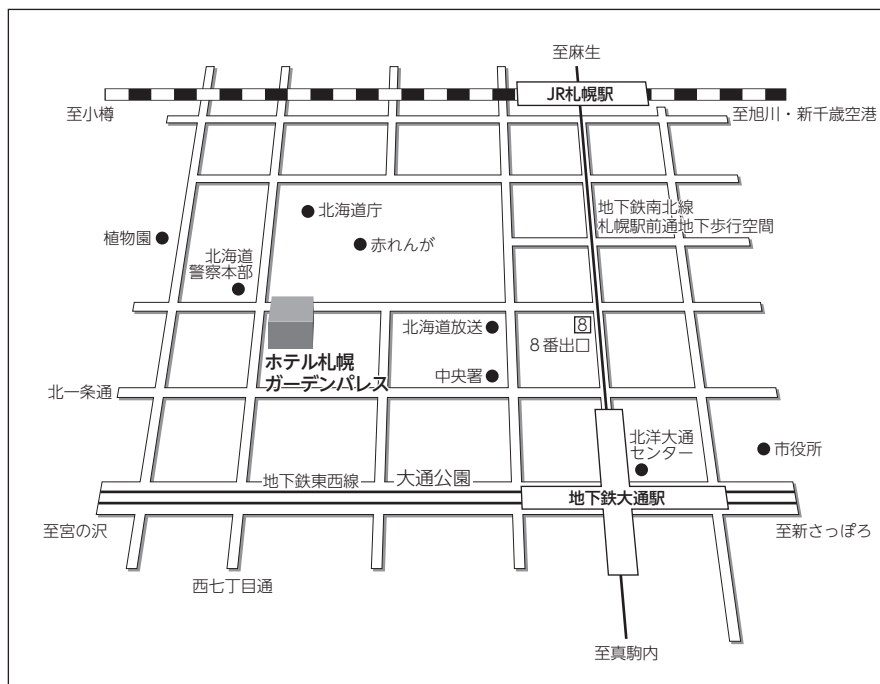
以上

株主総会会場のご案内

会 場 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰」

交通のご案内 J R 札幌駅から徒歩7分
地下鉄 大通駅から徒歩5分
札幌駅前通地下歩行空間 8番出口から徒歩3分

<会場付近地図>



お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ご来場の株主さまへのお土産をご用意しておりません。
あらかじめ、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

